

# 【まちなかウォーカブル推進事業】

## 現状把握

都市・居住機能の集積が進むまちなかにおいて、まちのエンジンとなる内外の人材を惹きつけ、車中心から人中心の豊かな生活の場を創出するためには、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」空間を整備することが求められる。

このため、まちなかウォーカブル区域において、官民が連携して実施する、街路の広場化や公共空間の芝生化等のウォーカブルな空間整備、沿道施設の1階部分の開放によるアイレベルの刷新、社会実験の実施やデザイン検討などによる滞在環境の向上、外観の修景整備や建物内の公共空間整備など、賑わいあふれる「居心地が良く歩きたくなる」空間整備に資する取組を重点的・一体的に支援する「まちなかウォーカブル推進事業」を令和2年度に創設。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、人々の「働き方」や「暮らし方」に対する意識や価値観が変化・多様化し、「働く」「暮らす」場である都市に対するニーズも変化・多様化している。

## 課題設定

新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の行動は大きく変容し、密を避ける生活様式やテレワークの普及等に伴う職住遊の近接等新たな働き方・暮らし方が広がりつつある。ポストコロナにおける新たな働き方・暮らし方に対応するためには、多様な機能を有するウォーカブル空間の整備をこれまで以上に多様な地区において実施する必要がある。

